

「人身取引対策行動計画2009」主要な取組

平成24年5月

I. 人身取引の実態把握の徹底

- 平成23年中、日本政府では45人の被害者を保護し、人身取引被害の発生状況を把握・分析
- 平成16年以降、延べ19か国に政府協議調査団を派遣するなどして諸外国政府等と情報交換

II. 総合的・包括的な人身取引対策

人身取引の防止

○ 査証広域ネットワークの整備強化

外務本省と221の在外公館及び関係省庁との間で査証関連情報の共有化を図るためのネットワークシステムを整備（平成23年中は3公館について整備）

○ 不法就労対策を通じた人身取引の防止

平成23年中、入国管理局では警察等の関係機関と連携し、不法就労が見込まれる稼働先約2,200か所を摘発

人身取引の撲滅

○ 取締りの徹底

平成23年中、警察は33人の人身取引事犯被疑者を検挙、入国管理局は関係機関等から約12,600件の不法滞在者と思われる外国人に関する通報を受理して摘発を推進

○ 匿名通報ダイヤルの対象犯罪の拡充

平成22年2月には人身取引事犯のおそれのある犯罪等を、平成24年4月には暴力団が関与する犯罪等を、それぞれ匿名通報ダイヤルの対象犯罪に追加

○ 国際捜査共助の充実化

平成18年以降、米国・韓国・中国・香港・EU・ロシアとの間で刑事共助条約（協定）を締結

人身取引被害者の保護

○ 人身取引事案の取扱方法（被害者の認知及び保護に関する措置）の作成・周知

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の取扱方法について、平成22年6月には被害者の認知に関する措置を、平成23年7月には我が国への滞在中長期化を踏まえた被害者の保護に関する措置を、それぞれ申し合わせ、関係職員に対して周知

○ 婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の確保

平成22年度から、婦人保護施設において、通訳・ケースワーカーの派遣を民間団体等に依頼するための経費を補助するなど、人身取引被害者に対する支援体制を確保

○ 被害者の法的地位の安定

平成23年中、入国管理局において、21人の被害者を保護し、不法残留等の入管法違反状態にあった15人について在留特別許可

○ 被害者の帰国支援等

IOM（国際移住機関）を通じ、被害者の帰国・社会復帰支援を実施

平成17年以降平成24年4月末までに、235人の帰国支援を実施

人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

○ 総合的な啓発・広報活動

「女性に対する暴力をなくす運動」及び「外国人労働者問題啓発月間」に合わせ、政府広報を実施

○ 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進

平成24年4月末までに、16都府県において、人身取引事犯を認知した際の適正な被害者の保護等を目的とした関係機関地方連絡会議を開催

○ 国際的な支援

国連人間の安全保障基金、国連薬物犯罪事務所が管理する犯罪防止刑事司法基金及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた諸外国における人身取引対策に資する支援を実施